

令和7年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【和泉市】

大日本印刷株式会社

令和8年3月

目次

第1章	実証事業の概要	3
1.1.	背景・目的	3
1.1.1.	背景	3
1.1.2.	目的	3
1.2.	実証事業の内容	3
1.3.	業務プロセス	5
1.4.	スケジュール・実施体制	6
1.4.1.	スケジュール	6
1.4.2.	実施体制	7
1.5.	本業務に要する費用	8
第2章	連携するデータ項目の選定・準備	9
2.1.	データ項目の検討・取得可能性調査	9
2.2.	データ項目の選定結果	9
2.3.	データの準備・加工	15
2.3.1.	アナログ情報のデジタル化	15
2.3.2.	データの加工	15
2.3.3.	名寄せ	15
2.4.	データの準備に係る諸課題への対応	16
第3章	判定基準の検討	17
3.1.	判定基準の設計過程	17
3.2.	判定基準に用いたデータ項目	18
3.3.	判定基準の特徴	24
第4章	個人情報の取扱いに係る整理	25
4.1.	個人情報授受に係る法的整理	25
4.1.1.	個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー	25
4.1.2.	法的整理の進め方・体制	26
4.1.3.	法的整理の結果	26
4.2.	個人情報等の取扱いにおける留意点	30
4.3.	プライバシー保護への対応	32
第5章	仕組みの構築	33
5.1.	システムの概要及びデータ連携方式	33
5.1.1.	システムの概要	33
5.1.2.	データ連携方式及びシステム構成	34

5.2.	データ連携機能及び判定機能の構築	35
5.2.1.	データ連携機能及び判定機能とその活用方法	35
5.2.2.	実証事業における工夫及び今後の課題	37
第6章	支援への接続	39
6.1.	システムによる判定の結果	39
6.2.	支援に向けた人による絞り込み	39
6.2.1.	人による絞り込みの手法	39
6.2.2.	人による絞り込みの結果	41
6.3.	実際の支援事例	41
6.3.1.	こども等に対する取組内容	41
6.3.2.	こども等に対する支援の実施結果	42
6.4.	現行支援の在り方の見直し	44
6.5.	支援・見守りの効果的な手法	44
第7章	事業効果の評価・分析	45
7.1.	データ連携による抽出結果の全体像	45
7.2.	有用と考えられるデータ項目	46
7.3.	こどもデータ連携の取組効果の分析	46
第8章	考察・まとめ	48
8.1.	実証事業を通じて得られた示唆	48
8.2.	課題・令和8年度以降の取組	50

第1章 実証事業の概要

1.1. 背景・目的

1.1.1. 背景

和泉市では、庁内の縦割りや人的リソース不足、情報共有手段の不足等により、プッシュ型・アウトリーチ型支援の実施が困難であった。そのため、支援を必要とする子どもたち（見つけられていない子どもたち）へのアプローチを強化するため、プッシュ型・アウトリーチ型の支援体制の構築が求められており、令和5年度には、地域特有の課題に対応し、支援が行き届いていない子どもたちを見つけ出すことを目的として、市が保有するデータを集約し、児童虐待リスクを早期に発見するためのシステム(データマート)を構築した。令和6年度には、取組を更に推進し、支援に活用するダッシュボードの構築や支援対象児童の拡大に取り組んだ。しかしながら、データ連携にかかる運用負担や実装フェーズに対応できるデータ項目及び個人情報の取扱いの整理等が課題となっていた。

1.1.2. 目的

1.1.1 に記載の課題への対応に加え、支援が必要な子どもたちを早期に発見し、適切な支援を提供することや、本取組の全校への展開を見据え、支援現場への負担の少ない体制構築を目的とした。

1.2. 実証事業の内容

和泉市は、令和5年度から本実証事業に参加しており、令和7年度で3年目の取組となる。

取組初年度である令和5年度は、市保有のデータを集約するデータマートの構築、虐待リスクを抱える子どもを早期に発見するための判定ロジックの構築、支援の実施を行った。取組2年目となる令和6年度は、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）や学校が保有する情報の活用と分析結果の可視化をめざして取組を実施した。

過年度の取組における3つの課題は以下のとおり。

- ① データ連携にかかる運用負担軽減
- ② 実装フェーズに対応できるデータ項目・分析ロジックの検討及び個人情報の法的整理

③ こどもデータ連携の取組の展開に向けた開発・実装コストの低減

令和7年度の実証事業においては、過年度の取組における3つの課題を解決し、また支援現場に負担の少ない体制構築をめざして事業に取り組んだ。

この中で、過年度の課題に対応するため、RFIをふまえたシステムの再構築及び、利用する個人情報の法的整理に注力して事業を実施した。

なお、令和5年度の取組内容については「令和5年度 こどもデータ連携実証事業 各採択団体における成果報告書 和泉市」P2～3、令和6年度の取組の内容については、「令和6年度 こどもデータ連携実証事業 各採択団体における成果報告書 和泉市」P2～3を参照されたい。

図表 1-1 令和7年度の実証事業概要

対象とする困難の類型	虐待
実施事項	<p>① RFIを実施し、データ連携の工程の煩雑さや判定ロジックの複雑さを解消するシステムを再構築する。</p> <p>② 分析結果を職員が容易に把握できるよう、教育委員会・首長部局それぞれにおいてダッシュボードを構築する。</p> <p>③ SSWを活用した人による絞り込み及び支援を実施することで、持続可能な支援体制を構築する。</p>
データ連携・支援の対象となったこどもの範囲	データ連携・支援の対象：市内のモデル校15校に所属する児童生徒のうち、データを利用できた7,347名
連携するデータ項目の選定（第2章）	令和6年度の取組で連携したデータ項目から、個人情報保護法第61条第1項に基づく整理が見込める等、継続的な利用が見込めるデータ項目を選定。
判定基準の検討（第3章）	過年度の取組から判定基準を抜本的に見直し、過去に要対協へ登録されたこどものデータを正解データとして重回帰分析による回帰係数を用いた判定基準を構築した。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（第4章）	令和7年度実証事業においては「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく

	整理とした。令和 8 年度以降は、「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づく目的内利用若しくは「個人情報保護法第 69 条第 1 項」による法令に基づく目的外利用として取り扱えるよう、整理した。
仕組みの構築（第 5 章）	令和 7 年度 of 取組においては、新たに福祉コミュニケーションサーバー（以下、福祉 CS）とヨリソルを組み合わせた仕組みを構築した。
システムによる判定の実施（第 6 章）	教育委員会側で実施するスクリーニング及び福祉部局側で実施するスクリーニングを経て、206 名が人による絞り込みの対象となった。
支援に向けた人による絞り込み（第 6 章）	人による絞り込みの対象となった 206 名に対して、SSW による学校での聞き取り調査を経て、子育て支援室・学校教育室・SSW で認識合わせを行い、支援要否及び支援方策の検討を実施した。人による絞り込みの結果、31 名が、支援優先度が高いと判断された。うち 20 名は要対協へ登録、残り 11 名は学校や SSW 等による見守りへ接続となった。
支援の実施（第 6 章）	支援優先度が高いと判断された 20 名を要対協登録し、個別ケース会議を実施した。学校での見守りが必要と判断された 11 名については、SSW と子育て支援室が情報連携しながら見守りを実施した。
事業の評価・分析（第 7 章）	令和 6 年度実証事業における成果指標を参考に、令和 7 年度実証事業の成果を定量的に測定した。また、副次的効果についても取りまとめた。

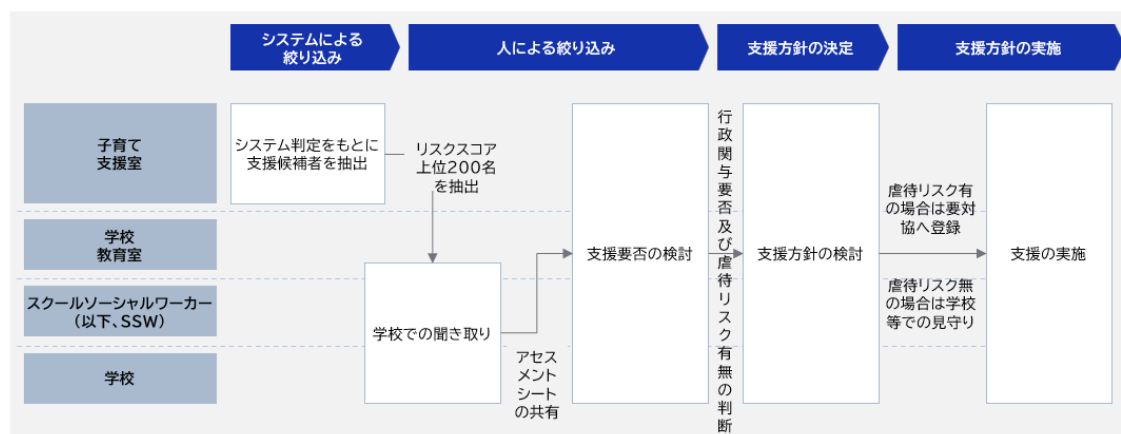
1.3. 業務プロセス

令和 7 年度の実証事業では、図表 1-2 で示す支援プロセスを実施した。教育委員会保有データを「ヨリソル」へ連携し、過去の要対協データを正とし、重回帰分析を実施した上で、算出した係数を用いて各データに重みづけを実施し、虐待リスク判定を行った。さら

に、ヨリソルで算出されたリスクスコアのみを子育て支援室側の「福祉 CS」へ連携した上で、同様に首長部局保有データによる虐待リスク判定を実施し、算出スコアを合算した。加えて、合算スコアを基にシステム判定が行われ、判定結果を参照して支援対象候補者を抽出した。

人による絞り込みにおいては、SSW が学校での聞き取り調査を実施し、「行政関与のもとでの支援」の可否を判断し、その後、行政や学校と認識をすり合わせ、支援方針を固める流れとした。これにより、これまで学校側だけでは把握できていなかった「福祉的課題」にかかる支援を、SSW と連携する形で、あるいは要対協として実施することをめざして業務プロセスを設計した。

図表 1-2 業務プロセス



1.4. スケジュール・実施体制

1.4.1. スケジュール

本実証事業は、以下図表 1-3 のとおりに実施した。

図表 1-3 実施スケジュール

【令和7年度こどもデータ連携実証事業】

令和7年度実証事業内での実施事項

過年度検討済み

主要マイルストーン想定	2025年												2026年														
	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月		2月		3月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握																											
1 データを扱う主体の整理・役割分担																											
2 利用するデータ項目の選定																											
3 個人情報の取扱いに係る検討																											
4 こどもデータ連携の仕組みの構築																											
こどもデータ連携の仕組みの構築																											
データ準備等																											
困難を抱えていると思われるこどもや家庭の抽出																											
把握したこどもや家庭への支援																											
5 人の目による確認や支援方策の検討の在り方																											
人の目による支援等の必要性の確認																											
支援方策の検討																											
支援の実施																											
事業効果の評価分析																											
6 事業効果の評価分析																											

1.4.2. 実施体制

本実証事業の実施体制は以下のとおり。子育て支援室を中心に事業を推進し、教育委員会学校教育室、SSW、学校の教職員等が人による絞り込みや支援方策の検討等を担当した。

図表 1-4 令和7年度実証事業の実施体制

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	子育て支援室 政策企画室	事業の総括管理
保有・管理主体	学校教育室	分析で使用するデータの保有・管理
	子育て支援室	
	市民室	
	健康づくり推進室	
	生活福祉課	
	障がい福祉課	
こども未来室		
分析主体	子育て支援室	データの分析
活用主体	子育て支援室	データを活用した支援の実施

カテゴリ	団体・部署	担う役割
	学校教育室	SSW を中心にした支援の実施
	小・中学校	
	健康づくり推進室（保健師）	母子保健担当保健師との支援連携

1.5. 本業務に要する費用

本実証事業に要する費用は以下図表 1-5 のとおり。

図表 1-5 令和 7 年度実証事業の見積費用

区分	費目	小計（円）
データの取得に必要な経費	システムへのデータの入力費用	1,454,500
	既存システムのデータ変換・抽出に必要な費用等	1,454,500
データの連携・共有に必要な経費	本事業に係るシステムの整備・改修役務の費用	3,409,000
	回線・アプリケーション等の利用料	2,051,000
本事業により把握した支援が必要な子どもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費	データの受け渡しに要する費用	1,140,000
	本事業に特化したコーディネーター等の委託費	909,000
事業効果の評価・分析等に必要な経費	必要なデータの収集・分析費用や仕組みの整備・改修役務の費用	1,909,000
	分析ツールの導入費用	909,000
その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費		400,000
合計（税抜）		13,636,000
合計（税込）		14,999,600

第2章 連携するデータ項目の選定・準備

2.1. データ項目の検討・取得可能性調査

本実証事業においては、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各項目の管理主体及び管理方法を整理した上で、取得可能性について検討を行った。データ項目の検討に当たっては、令和6年度に連携したデータ項目を基準としつつ、データ連携の目的に照らして必要最小限のデータ項目を利用するという点に留意しながら連携するデータ項目の見直しを実施した。なお、「基本連携データ項目」とは、「こどもデータ連携ガイドライン（令和7年3月）」において定義された19項目である。

具体的には、各データ項目の利用に関する法的整理を行う過程で、児童福祉法において想定している要対協が取り扱う情報として妥当であるかという観点から整理を実施した。なお、各データ項目の利用に当たっての法的整理に関しては、4.1を参照されたい。

本実証事業において利用したデータ項目は図表 2-1 及び図表 2-2 にて示す。

データ取得においては、担任が記入するスクリーニングシート（こどもに関する服装や無気力傾向等様々な観点をチェックしたもの）について、各学校で項目名や独自の追加項目があり、形式が異なっていたために手作業でのデータ抽出が必要であった。スクリーニングシートからのデータ抽出に関しては、スクリーニングシートの形式の統一化やRPA等を活用したデータの自動抽出等が次年度以降の検討事項となる。

2.2. データ項目の選定結果

2.1をふまえて、本実証事業にて連携するデータ項目及び管理主体は以下のとおり。なお、本実証事業において活用するデータについては、本実証事業終了までに削除する想定である。

図表 2-1 基本連携データ項目の選定結果

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）		管理システム名等	データ管理主体
		令和7年度	過年度				
1	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○	○			家庭児童相談システム	子育て支援室
2	一時保護児童票_（こども氏名）	×	×	児童相談所が保有するデータであるため。			
3	3～4 か月児健診結果_健診受診日/1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日/3 歳児健診結果_3 歳児健診受診日	○ ※受診履歴の確認のため利用	○ ※受診履歴の確認のため利用			健康管理システム	健康づくり推進室
4	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた/3 歳児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	○	○			健康管理システム	健康づくり推進室
5	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/3 歳児健診ア	○	○			健康管理システム	健康づくり推進室

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		令和7年度	過年度			
	アンケート_（出来事）家に残して外出					
6	3～4か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	○	○		健康管理システム	健康づくり推進室
7	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	○	○		健康管理システム	健康づくり推進室
8	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	○	○		Excel	健康医療対策課
9	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）/3歳児健診結果_パーセンタイル値（体重）/健康診断一般_体重	○	×		健康管理システム	健康づくり推進室
10	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	○	○		障害者福祉システム	障がい福祉課
11	障害児支援申請決定情報_	○	○		障害者福祉	障がい福祉

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		令和7年度	過年度			
	受給者証番号				社システム	社課
12	出欠の記録_欠席日数	○	○		校務システム	学校教育室
13	遅刻日数	○	○		校務支援システム	学校教育室
14	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	△（類似データの利用）	△（類似データの利用）	教職員が記入するスクリーニングシートのうち、類似の項目を利用する。	Excel	学校教育室
15	届出時妊娠週数	○	○		健康管理システム	健康づくり推進室
16	妊婦健診結果_受診日	○	○		健康管理システム	健康づくり推進室
17	産婦健診結果_EPDS 評価点数	×	×	システムに保管されている結果は直近のものであり、現在小中学生の子どもを持つ母親は対象とならないた		

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		令和7年度	過年度			
18	（生活保護）決定個人情報_開始年月日	○	○			生活保護システム 生活福祉課
19	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	○	○			児童扶養手当システム 子育て支援室

図表 2-2 基本連携データ項目以外のデータ項目の選定理由等

No.	追加データ項目	利用有無 （令和7年度）	利用有無 （過年度）	選定理由/その他特記事項	データ管理方法（システム名等）	データ管理主体
1	住民基本台帳情報	○	○	こどもと世帯員の基本情報の把握と各データを紐づけるために使用する。		市民室
2	予防接種歴	○	○	予防接種の案内を送付しているにもかかわらず、長期間にわたり未接種の状態が続く場合、保護者がこどもの健康や育児に対して関心を払えない、何らかの困難な状況に置かれている可能性があると考えた。	健康管理システム	健康づくり推進室
3	自立支援医療	○	○		障がい者福祉システム	障がい福祉課
4	地域生活支援事業	○	○		障がい者福祉システム	障がい福祉課

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	選定理由/その他特記事項	データ管理方法(システム名等)	データ管理主体
5	特別児童扶養手当	○	○		障がい者福祉システム	障がい福祉課
6	保育情報(所属先、待機者)	○	○		保育システム	こども未来室
7	学齢簿情報	○	○		学齢簿システム	学校教育室
8	就学援助認定状況	○	○	家庭の経済状況を把握するために利用する。	就学援助システム	学校教育室
9	児童のスクリーニング情報	○	○	支援にあたる現場のSSWや教職員が気になっているこどもについて、当該SSWや教職員からみた所感を記録したスクリーニング情報を把握することで、リスクの程度を把握できるものと考えたため、本実証事業において活用することとした。	Excel	学校教育室

図表 2-2 で示した追加データ項目の No.9「児童のスクリーニング情報」について、教職員にて記入するスクリーニングシートのイメージ及びスクリーニング項目は以下のとおり。

図表 2-4 名寄せ手順

No	手順	作業概要
1	マッチング	校務支援システムデータ、スクリーニングシートデータについて、カナ氏名・生年月日・住所（カスタマーバーコード）をキーとして突合し、宛名番号を付与した。
2	目視確認	住基情報と突合できなかったデータは職員が基幹システムで調査し、補記した。

2.4. データの準備に係る諸課題への対応

データ準備においては、スクリーニングシートデータ及び校務支援システムデータの抽出に改善が期待される。

スクリーニングシートデータに関しては、学校ごとに形式が異なるため、データの抽出及び名寄せを手作業で実施する必要があった。そのため、スクリーニングシートの形式統合を含めた、抽出・名寄せ作業の効率化を検討する必要がある。

校務支援システムデータに関しては、校務支援システムの仕様上、クラス単位でのデータ抽出となったため、データの抽出から名寄せの作業に 5.6 人日程度を要した。令和 8 年度以降は、校務支援システムの仕様変更を担当事業者と検討する等の対応が必要であると考えている。

第3章 判定基準の検討

3.1. 判定基準の設計過程

和泉市では、令和6年度までの実証事業において、リスク判定ロジックが複雑で現場の支援員が「どのような理由で支援対象となっているのか」を十分に理解しにくいという課題が挙げられた。

そのため、令和7年度の実証事業においては判定ロジックを加算式に変更した。具体的には、連携したデータ項目に該当した際に、そのデータ項目に定められたポイントを加算していくことで、リスク判定結果がポイント表示されるように設計した。

判定基準設計の流れは以下のとおり。

- ① 連携するデータ項目ごとに基準を設定する。条件の詳細は図表 3-1「基準」のとおり。
- ② 過去に要対協へ登録されたこどものデータを正解データとして重回帰分析を実施の上、データ項目ごとに回帰係数を算出する。また、特に要対協データと関連性があると考えたデータは更に係数を加算して重みづけする。

なお、データ項目ごとの条件設定に当たっては、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）の「基本連携データ項目_詳細版」を参考にした。

上記で設計した判定基準を用いて以下の流れでリスク判定を実施する。

- ① 連携したデータが、設定した基準に合致するかを確認する。
- ② 設定した条件に合致したデータ項目について、データ項目に設定されている係数を加算する。
- ③ 加算されたリスクスコアを基に、リスクランクがS（高）～D（低）にランク付けされる。

なお、和泉市では、本事業において恒常的に個人情報を取り扱うための法的整理（※詳細は4.1を参照）を行うため、システムによる判定を2段階としている。システムによる判定を2段階にすることにより、教育委員会と首長部局の間での個人情報の受け渡しにおいて、まずは、教育委員会が保有するデータを用いてスクリーニングし、算出されたリスクスコアのみを首長部局に送付することで、個人情報の受け渡しが必要最小限にできるよ

う工夫している。

具体的な流れは以下のとおり。

- ① 教育委員会が保有するデータのみで1次スクリーニング（システムによるリスク判定）を実施する。
- ② ①で算出されたリスクスコアのみを子育て支援室へ連携する。
- ③ 首長部局が保有するデータを用いて2次スクリーニング（システムによるリスク判定）を実施する。
- ④ 1次スクリーニングと2次スクリーニングで算出されたリスクスコアを合算し、合計値で最終的なリスク判定を行う。

なお、1次スクリーニング・2次スクリーニングともに、同一の手法でリスクスコア算出を行っている。

3.2. 判定基準に用いたデータ項目

分析ロジックに用いたデータ項目は、次のとおり。なお、学校で記入されるスクリーニングシート項目について、教職員からみて気になる所見があった場合に、△・○・◎のいずれかが記入される。△・○・◎の基準は学校ごとに異なるが、教職員からみて気になる点が少ない場合は△、多い場合は◎と記入される。なお、希死念慮や心身不調といった一部の項目については、学校教育室が定めた一定の基準に沿って記入している。（例えば、希死念慮に関しては、多量服薬やリストカットがある：◎、「死にたい」「消えたい」等の発言がある：○、今年度はないが過去に上記の言動が見られた：△といった基準で記入している。）

図表 3-1 分析に用いたデータ項目

No.	分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	基準	回帰係数
1	要保護児童対策地域協議会への登録歴がある	○	要対協のレコードが1以上	2
2	～3歳児まで健診を受けた履歴が無い	○	健康カルテ出生～4か月健診 - [レコードが存在しないメンバ] or 健康カルテ1歳6か月健診 - [レコードが存在しないメンバ] or	2.721926

No.	分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	基準	回帰係数
			健康カルテ 3歳6か月健診 - [レコードが存在しないメンバ]	
3	3~4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「感情的に叩いた」に該当	○	健康カルテ出生~4か月健診 当てはまるもの__A1~A5=感情的に叩いた(部分一致)or 健康カルテ1歳6か月健診 当てはまるもの__A1~A5=感情的に叩いた(部分一致)or 健康カルテ3歳6か月健診 当てはまるもの__A1~A5=感情的に叩いた(部分一致)	3.498163
4	3~4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	○	健康カルテ出生~4か月健診 当てはまるもの__A1~A5=家に残して外出(部分一致)or 1歳6か月児健診アンケート_(出来事)家に残して外出(部分一致)or 健康カルテ3歳6か月健診 当てはまるもの__A1~A5=家に残して外出(部分一致)	3.880163
5	3~4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	○	健康カルテ出生~4か月健診 当てはまるもの__A1~A5=長時間食事を与えなかった(部分一致)or 健康カルテ1歳6か月健診 当てはまるもの__A1~A5=長時間食事を与えなかった(部分一致)or 健康カルテ3歳6か月健診 当てはまるもの__A1~A5=長時間食事を与えなかった(部分一致)	1.7093786
6	3~4か月児/1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	○	健康カルテ出生~4か月健診 当てはまるもの__A1~A5=子どもの口をふさいだ(部分一致)or 健康カルテ1歳6か月健診 当てはまるもの__A1~A5=子どもの口をふさいだ(部分一致)or 健康カルテ3歳6か月健診 当てはまるもの	3.415786

No.	分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	基準	回帰係数
			の__A1~A5=子どもの口をふさいだ(部分一致)	
7	3~4か月児/1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しくゆさぶった」に該当	○	健康カルテ出生~4か月健診 当てはまるもの__A1~A5=子どもを激しく揺さぶった(部分一致)or 健康カルテ1歳6か月健診 当てはまるもの__A1~A5=子どもを激しく揺さぶった(部分一致)or 健康カルテ3歳6か月健診 当てはまるもの__A1~A5=子どもを激しく揺さぶった(部分一致)	1.0283816
8	1歳6か月児/3~4か月児健診において、低体重であった	○	1歳6か月児健診結果_体重 R4年度の健診にて BMI3 パーセンタイル値以下=1or 3歳児健診結果_体重 R4年度の健診にて BMI3 パーセンタイル値以下=1	2.653399
9	学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	○	校務データ - 三測：肥満度 <-20	4.056834
10	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	○	手帳 - (精)進達区分名称[値]=進達あり	1.640607
11	障害児支援受給者証の発行歴がある	○	障害介護情報 - 受給者証番号が NULL ではない	2.28604
12	小・中学校の欠席日数が多い	○	欠席数 \geq 11(※欠席数は校務データの欠席数にて算出)	4.0562
13	小・中学校の遅刻が多い	○	遅刻割合 \geq 80(※遅刻割合は校務データの(遅刻日数/授業日数)*100にて算出)	5.677751
14	こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	○	心身の不調の値が○、◎、△or 希死念慮の値が ○、◎、△	5.767602
15	母子手帳交付時点での妊娠の週数が12週以降である場合	○	妊婦関係 - 母親-妊娠週数 \geq 12	1.153648

No.	分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	基準	回帰係数
16	当該こどもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	○	妊婦関係 - 母親-受診日(1回目)=NULL AND 妊婦関係 - 母親-受診日(2回目)=NULL AND 妊婦関係 - 母親-受診日(3回目)=NULL	0.310444
17	当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	○	生活保護の値が○、○or 生活保護-個人開始年月日 >1900/8/26	4.913643
18	当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	○	児童扶養手当受給 - 児童続柄が NULL ではない	1.935886
19	リスク【スクリーニングシート】		リスク=○、◎、△	3.409434
20	多子		家庭の子供の数 ≥ 3 (※住基情報より世帯番号紐づけて子供の数(18歳未満のレコード数)を算出)	2.594575
21	健診カルテの総合判定にて「要観察」「要指導」		健康カルテ出生～4か月健診 - 総合判定=要観察(完全一致),要指導(完全一致)or 健康カルテ1歳6か月健診-総合判定=要観察(完全一致),要指導(完全一致)or 健康カルテ3歳6か月健診-総合判定=要観察(完全一致),要指導(完全一致)	1.854829
22	健診カルテの育てにくさにて「時々感じる」「いつも感じる」		健康カルテ出生～4か月健診 - 育てにくさ感じているか=時々感じる(完全一致),いつも感じる(完全一致)or 健康カルテ1歳6か月健診-育てにくさ感じているか=時々感じる(完全一致),いつも感じる(完全一致)or 健康カルテ3歳6か月健診-育てにくさ感じているか=時々感じる(完全一致),いつも感じる(完全一致)	2.280545
23	健診カルテのお父さんの育児参加にて「よく		健康カルテ出生～4か月健診 - お父さんは育児をしているか=よくやっている(完全一	1.967753

No.	分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	基準	回帰係数
	やっている」以外		致),[NULL]を除く or 健康カルテ 1 歳 6 か月健診-お父さんは育児 をしているか=よくやっている(完全一 致),[NULL]を除く or 健康カルテ 3 歳 6 か月健診-お父さんは育児 をしているか=よくやっている(完全一 致),[NULL]を除く	
24	健診カルテのゆったり とした気分で子どもと 過ごせるかにて「は い」以外		健康カルテ出生～4 か月健診-ゆったりとし た気分で子どもと過ごせるか=はい(完全一 致),[NULL]を除く or 健康カルテ 1 歳 6 か月健診-お父さんは育児 をしているか=はい(完全一致),[NULL] を除く or 健康カルテ 3 歳 6 か月健診-お父さんは育児 をしているか=はい(完全一致),[NULL] を除く	2.080613
25	欠席【スクリーニング シート】		欠席=○	2.556637
26	遅刻【スクリーニング シート】		遅刻=○、◎、△	1.90194
27	持ち物【スクリーニン グシート】		持ち物=○、◎、△	2.427222
28	学力【スクリーニング シート】		学力=○、◎	3.299779
29	服装【スクリーニング シート】		服装=○	1.53268
30	いじめの加害【スクリ ーニングシート】		いじめの加害=○、△	1
31	いじめの被害【スクリ ーニングシート】		いじめの被害=○、△	1.161385
32	行動【スクリーニング シート】		行動=○、◎	1.822774
33	無気力傾向【スクリー		無気力傾向=○	1.794171

No.	分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	基準	回帰係数
	ニングシート】			
34	発達【スクリーニングシート】		発達=○、◎、△	3.152762
35	ひとり親家庭【スクリーニングシート】		ひとり親家庭=○	2.963681
36	連絡【スクリーニングシート】		連絡=○	1.959671
37	虫歯【スクリーニングシート】		虫歯=○	2.540525
38	来室【スクリーニングシート】		来室=○	2.616453
39	就学援助【スクリーニングシート】		就学援助=○	2.439305
40	諸費未納【スクリーニングシート】		諸費未納=○、◎	2.596959

上記項目のうち、要対協の登録データとの関連性が高いものとして、重みづけ（係数+1）を行った項目としては、リスク【スクリーニングシート】、学力【スクリーニングシート】、発達【スクリーニングシート】、就学援助【スクリーニングシート】である。

リスクスコアによるランク付けの方法は以下のとおり。

図表 3-2 ランク付けの基準スコア

ランク	1次スクリーニング	2次スクリーニング	総合スコア
S	26～	19～	41～
A	20～25	14～18	31～40
B	13～19	9～13	20～30
C	6～12	4～8	10～19
D	～5	～3	～9

3.3. 判定基準の特徴

和泉市で新たに構築したリスク分析モデルは、連携するデータごとに困難の種類との関連度で重みづけを行い、リスク判定を行う点が特徴である。このように、重回帰分析を用いたリスク分析モデルの特徴は、複数の要因を同時に取り扱い、それぞれの影響度を回帰係数として定量化できる点にあると考えられる。これにより、要因間の相関を調整しながら、個々の要因がリスクにどの程度寄与しているかを明確に把握することが可能となる。そのため、システムによる判定結果を説明する際にも、どの要因が重要な要素となっているかを示すことができるため、実際に支援を行う教職員や支援員の理解を得やすい点がメリットである。

第4章 個人情報の取扱いに係る整理

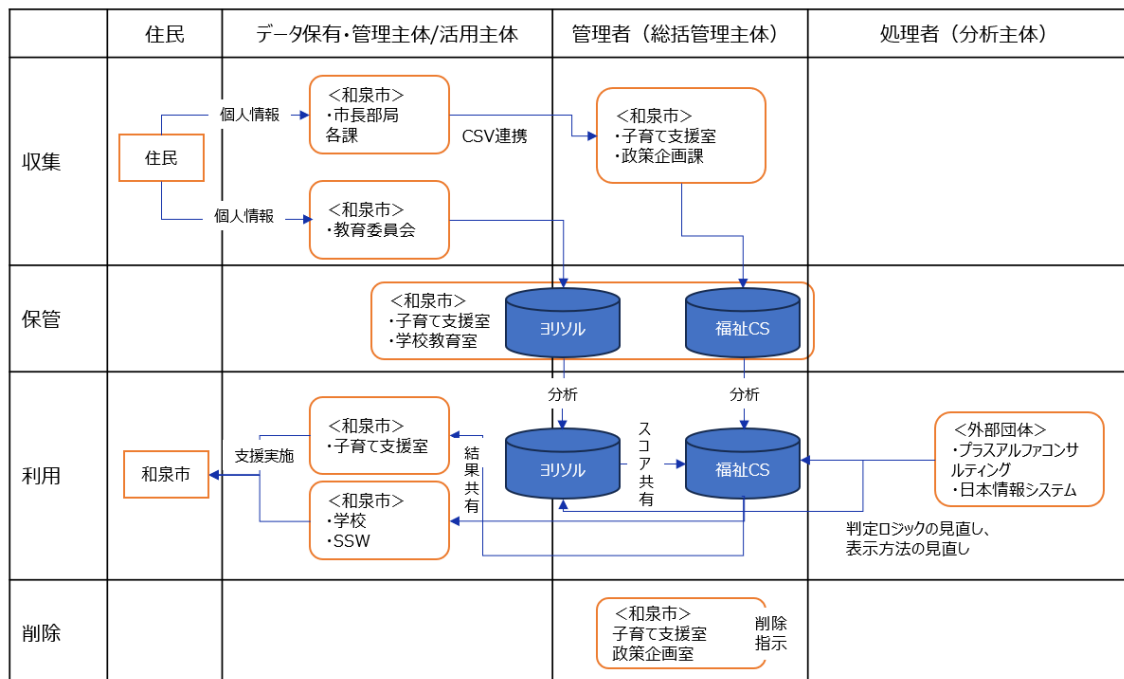
4.1. 個人情報授受に係る法的整理

4.1.1. 個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー

本実証事業においてデータ連携する関係部署は図表 1-4 のとおり。子育て支援室を「総括管理主体」、子育て支援室・プラスアルファ・コンサルティングを「分析主体」、子育て支援室、健康づくり推進室、教育委員会（SSW 含む）、市立小中学校、保育園を「活用主体」としてデータのやり取りを行った。

図表 1-4 に記載の各部門よりデータを連携し、本実証事業を実施した。個人データ処理の業務フローは以下のとおり。各部署が保有するデータは総括管理主体である子育て支援室に提供され、データ分析主体であるプラスアルファ・コンサルティングが構築した判定モデルを用いて、子育て支援室が判定を行った。

図表 4-1 個人データ処理の業務フロー図



4.1.2. 法的整理の進め方・体制

令和7年度の実証事業においては、実証事業終了後の実装フェーズにおいて継続的に本事業を実施するための個人情報の取扱いに係る整理を実施することを目的とした。

令和8年度以降の恒常的な取組に向けて、子育て支援室が中心となって「個人情報保護法第61条第1項」に基づく利用目的のための内部利用・外部利用しての整理、又は「個人情報保護法第69条第1項第1号」による、法令に基づく利用目的以外の内部利用・外部利用として整理することが可能かを検討した。

また、安全管理措置や開示・訂正・利用停止等の請求に係る対応方針等については令和6年度までの実証事業における取決めを参考としつつ、代表参画事業者等と協議を行いながら令和7年度及び令和8年度以降の事業実施に当たって必要な変更を検討した。

法的整理に関しては、事業の総括管理主体である子育て支援室が中心となって協議を行い、必要に応じて代表参画事業者や法務担当課との協議・確認を実施しながら進めた。特に、個人情報の取扱いに係る整理に関しては、法務部局との確認後に副市長説明を実施して、内容の了承を得た。

4.1.3. 法的整理の結果

令和7年度実証事業では、個人情報の取扱いに当たり、「こどもデータ連携の取組」の継続的な実施を見据え、令和7年度のみならず、令和8年度以降の利用目的の整理についても実施した。

【令和7年度実証事業時の整理】

<基本方針>

令和7年度は実証目的の臨時的運用として実施した。そのため、令和6年度実証事業と同様、データ収集段階において、各データ保有主体は、「個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号」に定める「相当の理由」に基づく臨時的な目的外利用の枠組みを用いて、個人情報の提供及び取扱いを整理した。

<データ収集時の整理>

利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を行う場合は、「こどもデータ連携ガイドライン」で示された個人情報の取扱いに当たって整理すべき事項に基づいて個別の個人情報の内容や利用目的等を整理した結果、以下の①から④の観点で整理した。

- ① 当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること。

- ・ 令和7年度は実証目的での利用となるため、臨時的なものである。
- ② 法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること（個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号）
- ・ 「児童福祉法10条第1項第3号」「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。」に必要な限度である。
- ③ 当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき（個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号）
- ・ 貧困、虐待、不登校・いじめ等の潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、支援につなげる事業について、必要最小限の範囲で個人情報を地方公共団体における内部利用及び外部提供によって迅速にデータ連携することにより、見過ごされがちな支援が必要な子どもを抽出することができるという「相当の理由」がある。
- ④ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（個人情報保護法第69条第2項柱書）
- ・ プライバシー保護等も含めたデータガバナンス体制の構築に加え、研修等の人的安全管理措置、アクセスコントロール等の技術的安全管理措置等、個人情報を取り扱うに当たって必要な各種の措置を講じ、徹底することにより、個人情報の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護を図ることができる。

<データ活用時（支援策検討時）の整理>

①要対協に登録されている子どもについて

- ・ 要対協に係る現行業務においては、「児童福祉法第10条第1項第3号及び児童虐待防止法第13条の4」に基づく利用目的以外の目的で内部の情報を利用又は他の実施機関からの情報提供を受けており、本工程についても現行業務の範囲内として取り扱うことと整理した。

②要対協に登録されていない子どもについて

- ・ 本実証事業の目的には、いままで要対協とかかわり合いのない潜在的に埋もれて表面化しないリスクのある子どもへの支援が重要なテーマである。
- ・ そのため、情報の利用範囲として、要対協に登録されていない子どものリスク分析、プッシュ通知等に係るデータ利用については、「利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当の理由がある場合）」と整理した。
- ・ ただし、データの分析フェーズでのみマスキングされたデータとして取り扱い、分析の結果として支援対象とする時点で要対協に登録することとした。

<データ活用時（支援実施）の整理>

本実証事業の目的は、庁内外が保有しているこどもや家庭の情報（データ）から支援を必要としているこども（見つけられていないこども）を把握し、必要な支援をプッシュ型で行うことができるようになる仕組みを構築することであり、これは、「地方自治法第2条第2項」に規定する「地域における事務」（地方公共団体が住民福祉の向上を目的として事務一般を広く処理していることに着目した規定）に当たり、個人情報の目的外内部利用及び外部提供が可能であると整理した。

【令和8年度以降の事業における取扱い】

<基本方針>

令和8年度以降の個人情報の利用に関して、令和8年度以降に収集するデータは、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく特定した利用目的内の内部利用・外部提供を原則とする。これに該当しない場合は「同法第69条第1項」による法令に基づく目的外利用となるよう整理する。

令和7年度までに収集したデータに関しては引き続き「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」による相当の理由に基づく目的外利用として整理する。

<こどもデータ連携事業の運用方法>

和泉市では、3.1にて記述したように、1次スクリーニング（教育委員会保有データ）、2次スクリーニング（福祉部局保有データ）、3次スクリーニング（人による確認・絞り込み）の三段階に分けてスクリーニングを実施する。具体的には、学校教育室におけるリスク判定結果（リスクスコア）を子育て支援室に連携し、福祉部局保有データによるリスク判定を実施しリスクスコアを合算する。その後、関係機関等への情報照会により人による確認・絞り込みを行い、支援に至る流れとする。

<教育委員会保有データ（1次スクリーニング）の法的整理>

学校教育室が保有するデータを用いた1次スクリーニングは、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく特定した利用目的内の内部利用及び外部提供として位置づける。根拠法令は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第9号¹」であり、当該所掌事務の範囲に含まれると整理する。併せて、個人情報ファイル簿を作成し、特定した利用目的

¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保険、安全、厚生及び福利に関すること。

を明記の上、市ホームページで公開した。

また、運用に当たっては、以下の3つの目的に限定して個人情報を利用するよう内部で整理した。

- ① 支援が必要な児童生徒の早期発見：児童生徒の出欠状況、健康状態、学校生活での様子等を客観的かつ多角的に把握することにより、家庭環境（経済的困窮等）に起因する困難の予兆を早期に発見するため。
- ② 支援の客観的アセスメント：教職員の主観や経験のみに頼らず、データに基づいたアセスメントを行うことで、支援の必要性の判断精度を高め、一人ひとりの状況に応じた支援の高度化を図るため。
- ③ 関係課との円滑な連携：本シートによるスクリーニングで把握した情報を、「児童福祉法第21条の10の5」等に基づき子育て支援室と連携させ、より専門的な支援につなげるための基礎資料とするため。

<教育委員会から福祉部局へデータを提供する際の法的整理>

（教育委員会での整理）

学校教育室保有データでスクリーニングを実施し、虐待リスクが高いと判断されたことの情報、子育て支援室へ提供する際には、「個人情報保護法第69条第1号」に則り、法令に基づく場合の目的外利用として整理する。

根拠法令に関して、虐待リスクが高いと疑われるこどもは「児童福祉法第21条の10の5」（要支援児童等の把握・連絡）、また重大な虐待等の疑いがある場合は「同法第25条」（通告義務）に基づく提供として整理した。なお、本整理を実施するに当たって、情報を受領する子育て支援室を要対協の構成員として捉えることで、児童福祉法の要対協に関連する法令を根拠法令とした。

（福祉部局での整理）

要対協での支援検討・支援への接続を目的として、「個人情報保護法第61条」に基づき利用目的を特定し、目的内利用として整理する。

<福祉部局保有データ（2次スクリーニング）の法的整理>

教育委員会から提供されたデータをふまえ、福祉部局で保有するデータを用いた2次スクリーニングを実施する際には、要対協の調査という位置づけで、「個人情報保護法第69条第1項」による、法令に基づく目的外利用として整理した。根拠法令としては、「児童福祉法第21条の10の5」（要支援児童等の把握・連絡）を根拠とした。また重大な虐待等の疑いがある場合は「同法第25条」（通告義務）を根拠とした。

なお、2次スクリーニングに当たって、福祉部局内で子育て支援室へ情報提供される個人情報については、「個人情報保護法第69条第1項」に基づく目的外利用として整理し

た。根拠法令は「児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項」(要対協の情報交換機能)²及び「第 25 条の 3 第 1 項 (協力要請)³」として整理した。

＜人による確認・絞り込み (3 次スクリーニング) を実施する際の法的整理＞

2 次スクリーニング結果をふまえ、人による確認・絞り込みを実施する際に、子育て支援室では、学校や関係課等の機関へ情報収集を行う。関係機関への情報収集に当たっては、「個人情報保護法第 69 条第 1 項」による法令に基づく目的外利用として整理した。根拠法令は、「児童福祉法第 25 条の 3 第 1 項」(関係機関への協力要請)、「第 25 条の 3 第 2 項」(関係機関の努力義務)⁴として整理した。

4.2. 個人情報等の取扱いにおける留意点

令和 7 年度実証事業では、令和 6 年度実証事業にて検討した内容に基づき、以下 5 点を実施した。

① 個人情報ファイル簿の作成

個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、本実証事業で取り扱う学校教育室が保有する個人情報に対しては、本事業に特化した個人情報ファイル簿を作成し、HP に公開することを予定している。

② 個人情報の取扱いの委託等

実証事業者を選定する際には、個人情報を取り扱う業務内容であることを考慮

² 児童福祉法

第二十五条の二 ②協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦 (以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。) に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

³ 第二十五条の三 ①協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

⁴ 児童福祉法

第二十五条の三 ②関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

し、既に自治体における住民情報系のシステム構築業務等において受託実績がある事業者を対象とした。また、業務委託契約書において「個人情報・情報資産取扱特記事項」を定めた。

③ 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

令和7年度は、パブリッククラウド上で提供されるヨリソルへ、福祉部局側の保有データを連携させた。そのため、過年度実証事業で検討した内容に追加して、以下の安全管理措置を策定した。

【組織的安全管理措置】

- ・ プライバシーマークや ISMS 等の第三者認証の取得状況の確認
- ・ 情報セキュリティ監査の受け入れ

【人的安全管理措置】

- ・ 管理者権限の保有者を含む、事業者内部からの個人情報への閲覧制限の実装
- ・ セキュリティインシデント発生時の対処手順・体制の提示
- ・ 情報セキュリティ関連規則や運用手順書等の開示

【物理的安全管理措置】

- ・ サービスの利用契約終了後は復元不可能な形でデータを完全廃棄

【技術的安全管理措置】

- ・ 個人情報保存時における個人情報の暗号化及び和泉市が指定する IP アドレスからのみアクセスを許可する IP アドレス制限の実装
- ・ 提供した個人データの暗号化
- ・ アクセスログの記録

また、技術的安全管理措置について、令和8年度からはシングルサインオン連携の実装を予定している。

④ 開示、訂正、利用停止請求への対応

開示、訂正、利用停止請求制度は、市民等の自己情報コントロール権を保障するものであるため、請求等があった場合は、和泉市個人情報保護規定で定義されている規定により、迅速かつ誠実に対応する。

和泉市では独自の規則は設けていないため、個人情報保護法やこどもデータ連携ガイドラインに則り、個別案件ごとに判断することになるが、判断の際にはこども本人の利益を最優先に対応する方針とする。

また、不開示の可否を判断する際には、こども家庭センターや教育委員会等の関係部局と連携し、こどもの安全と利益を損なわないよう判断をする。

⑤ 自己点検・監査

全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年次で実施している。また複数の部署に対する情報セキュリティ監査も年次で実施しており、個人情報の管理状況から紙の保管場所などの物理セキュリティ含めすべてが監査の対象となっている。令和7年度時点では、本実証事業に特化した自己点検・監査は実施していないが、令和8年度より年に1度、システムのアクセス権限の付与状況及び前年度のアクセスログを棚卸点検することを予定している。

4.3. プライバシー保護への対応

① プライバシーガバナンス

現時点では実証段階であり、個人情報の利用についても法規制の範囲内で実施しているため、従来の個人情報取扱い業務に準じたガバナンスの下で本実証事業を実施している。なお、本実証事業においては、個人情報保護に関するプライバシー保護責任者は子育て支援室長であると定義して推進した。

② プライバシーに対する取組

現時点では実証段階であり、個人情報の利用についても法規制の範囲内で実施しているためプライバシー評価を行っていない。ただし、実運用に移行する場合は、プライバシー評価の実施が必要と考えている。

第5章 仕組みの構築

5.1. システムの概要及びデータ連携方式

5.1.1. システムの概要

本実証事業において、利用したシステムの概要は以下のとおりである。和泉市では、教育委員会が保有するデータで行う1次スクリーニングは「ヨリソル」、首長部局保有データで行う2次スクリーニングは「福祉CS」で行う。また、2つのシステム間で分析結果等を連携するため、最終的な分析結果は「ヨリソル」「福祉CS」双方で確認することができるよう構成している。

図表 5-1 システムの概要

システム名	ヨリソル
機能概要	SaaS で提供されている機能を活用した、各データの集約・可視化及び分析モデルを使用した困難の予測を行うシステム <ul style="list-style-type: none"> ・ 他システムデータの取込み ・ データの集約・一元表示 ・ データの手入力 ・ リスク判定モデルの調整 ・ 操作ログの記録 等
システム企画に当たり留意・工夫した事項、システムの特徴等	ヨリソルは教育委員会で使用することを想定しているため、従前より学校やSSW によって使用されてきた、スクリーニングシートや教職員へのヒアリングシートもヨリソル上に搭載して、システム上でやり取りできるようにした。

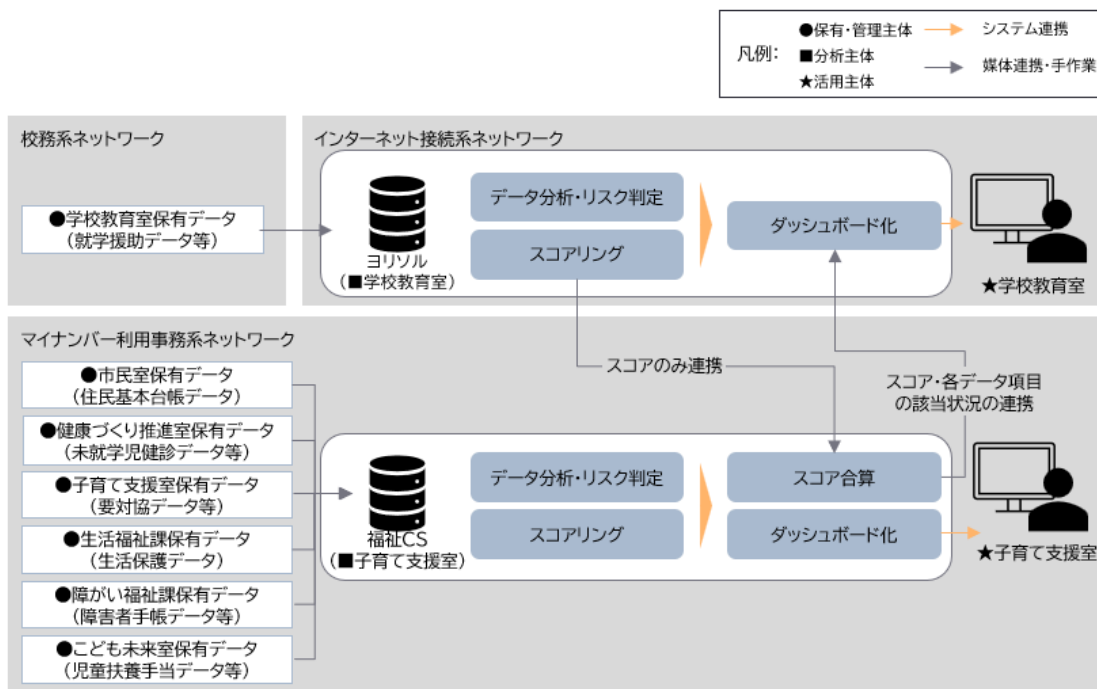
システム名	福祉CS
機能概要	自治体の持つ各種データを集約・一元管理するシステム <ul style="list-style-type: none"> ・ 他システムデータの取り込み ・ データの集約・一元表示 ・ リスク判定モデルの調整 ・ データの出力 ・ 操作ログの管理 等

システム企画に当たり留意・工夫した事項、システムの特徴等	<p>個人情報保護の観点から、教育委員会が保有するデータへの該当状況は福祉CS上では表示させずに、1次スクリーニングでのリスクスコアのみを連携させることとした。</p> <p>また、算出されたリスクスコアの根拠を確認できるよう、首長部局保有データを使用して実施する2次スクリーニングの結果に関して、どのデータ項目に該当しているかを結果詳細確認画面から遷移して確認できるようにしている。</p>
------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5.1.2. データ連携方式及びシステム構成

本実証事業におけるシステム構成図は以下のとおりである。

図表 5-2 令和7年度実証事業に係るシステム構成



3.1に記載のとおり、令和7年度実証事業においては、システム分析を2段階に分けて実施した。

まずは、教育委員会（学校教育室）が保有するデータを用いてヨリソル上でリスク判定及びスコアリングを実施する。そして、ヨリソルでのリスク分析の結果、高リスクと判定されたこどものリスクスコアのみを福祉CS側へ連携する。ただし、本実証事業においてはヨリソルのデータ分析の精度検証も兼ねて、すべてのこどものリスクスコアを連携した。

続いて、首長部局が保有するデータを基に、福祉CS側でも同様にデータ分析及びスコ

アリングを実施した。福祉 CS では、ヨリソルから連携されたリスクスコアと首長部局データを用いたスコアを合算し、合計スコアを算出した上で、最終的な分析結果をダッシュボードに表示している。これらの最終スコア及び各データ項目の該当状況については、ヨリソル側にも共有されるよう仕組みを構築した。

データ連携の方法については次のとおりである。

まず、マイナンバー利用事務系ネットワーク上に保管されているデータは、各保有課にて CSV 形式で抽出され、子育て支援室へ提供される。子育て支援室が受領したデータを福祉 CS に取り込む流れとなっている。

また、ヨリソルから福祉 CS へリスクスコアを連携する場合は、USB メモリ等の媒体を用いて LGWAN 接続系ネットワークへ移動した後、ファイル転送サービスを利用してマイナンバー利用事務系ネットワークへデータを連携し、福祉 CS に取り込んでいる。

一方、福祉 CS 側からヨリソルへ最終リスクスコア及びデータ項目の該当状況を共有する際には、まずファイル無害化処理を実施した上で LGWAN 接続系ネットワークへ転送し、その後 USB メモリ等の媒体を用いてヨリソル側へ受け渡す手順としている。

なお、ダッシュボードに関して、令和 6 年度実証事業においては、子育て支援室職員・学校教育室職員のみが直接の閲覧が可能な仕組みとしていた。しかし、学校における聞き取り結果や支援経過もシステム上に蓄積していく目的から、令和 7 年度実証事業においては SSW にもダッシュボード閲覧権限を付与することとした。

5.2. データ連携機能及び判定機能の構築

5.2.1. データ連携機能及び判定機能とその活用方法

ヨリソルの主要なデータ連携機能、判定機能は以下のとおり。

図表 5-3 ヨリソルの主要なデータ連携機能及び判定機能

No.	機能名	機能概要
1	データ連携機能	他システム上のデータを CSV 形式で取り込む機能
2	データ登録・更新機能	SSW によるヒアリング内容や支援結果等の自由記述データも手入力で登録する機能
3	判定機能	あらかじめ設定した判別条件、及び任意の抽出条件にてデータ集約を実施する機能
4	データ検索機能	指定された条件にて当該データの抽出を実施する機能

No.	機能名	機能概要
5	データ参照機能	検索したデータの参照及び、抽出されたデータのグラフ化等を行う機能

福祉 CS の主要なデータ連携機能、判定機能は以下のとおり。

図表 5-4 福祉 CS の主要なデータ連携機能及び判定機能

No.	機能名	機能概要
1	ログイン	福祉・健康情報共有システムへのログインを行う機能
2	メイン	住民情報、同一世帯住民の一覧、特記事項・メモ・ファイルの登録閲覧、受給中の資格一覧の表示、ライフイベント時の手続き有無を表示する機能
3	組織情報管理	組織名、お知らせの登録を行う機能
4	部管理	部情報の参照、登録、削除を行う機能
5	課管理	課情報の参照、登録、削除を行う機能
6	担当管理	担当情報の参照、登録、削除を行う機能
7	職員管理	職員情報の参照、登録、削除を行う機能
8	ライフイベント管理	ライフイベントの参照・登録・削除を行う機能
9	事業管理	事業情報の参照、登録、削除を行う機能
10	連携項目管理	各事業の連携項目を管理する機能
11	事業ライフイベント管理	各事業のライフイベントに対する必要手続きを管理する機能
12	機能権限セット管理	各機能の使用権限の組み合わせを権限セットとして作成する機能
13	事業内容表示権限セット管理	メイン画面で表示可能な事業の組み合わせを権限セットとして作成する機能
14	世帯一覧表示事業セット管理	メイン画面内の世帯一覧表示にて表示する事業を表示セットとして作成する機能
15	住民情報追加管理	連携事業から判別される住民情報について設定を行う機能
16	世帯紐づけ管理	世帯分離している同一住所の世帯を紐づける機能
17	併給禁止管理	併給が禁止されている事業を管理する機能
18	システム連携	各事業の CSV データを手動で取り込み、連携する機能
19	配点表種別管理	配点表を作成する為の種別を管理する機能
20	配点表管理	住民の受給事業内容（母子手帳に記録されるデータ等）を定量化する為の各種配点を管理する機能

No.	機能名	機能概要
21	補正值管理	世帯単位での配点に対して、補正值を管理する機能
22	疑似家族	家族構成、配点にかかわる受給事業を任意に設定し、世帯スコアをシミュレーションする機能
23	CSV 出力	各種 CSV 出力を行う機能
24	操作ログ管理	操作ログを表示、削除する機能
こどもデータ連携のために追加した機能		
25	虐待スコア更新	虐待リスクのスコア更新を行う機能
26	虐待リスク対象者検索	虐待リスクのスコア及びリスクレベルに基づいて対象者を検索し、一覧表示する機能
27	虐待リスク係数管理	虐待リスク係数情報の参照、更新を行う機能

各システムの関係者による活用方法は以下のとおり。

図表 5-5 判定機能の閲覧・活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	子育て支援室 担当者	支援対象候補者のスクリーニングのため	マイナンバー利用事務系ネットワークに設置された端末から福祉 CS にアクセスする。
2	学校教育室担当者	支援対象候補者のスクリーニングのため	インターネット接続系端末からヨリソルにアクセスする。
3	SSW・教職員	実際に支援を行うため	インターネット接続系端末からヨリソルにアクセスする。

5.2.2. 実証事業における工夫及び今後の課題

システムの機能検討における工夫として、システムによる判定・人による絞り込みに必要な情報をシステム上に集約したことが挙げられる。従前は紙や Excel 等の媒体でやり取りしていた、教職員が記入するスクリーニングシートや SSW によるヒアリングシートをヨリソルに搭載することで、支援対象者を決定する際の情報参照が円滑になったほか、紙情報のデータ化が不要となり、さらに、資料授受の遅延が減少することで、支援対象者決定までの流れが効率化された。

今後の課題としては、1次スクリーニングの精度向上が挙げられる。和泉市では、2段階のスクリーニング方式を採用しており、実証事業期間後は1次スクリーニングにてリス

クが高いと判定されたこどものみを2次スクリーニングの対象とする予定である。そのため、教育委員会が保有するデータのみで実施する1次スクリーニング段階ではリスクが低いと判定されるが、首長部局保有データでのスクリーニングではリスク有と判定されるこどもが出ないよう、1次スクリーニングの精度を向上させる必要がある。このように、1次スクリーニングに用いる教育委員会保有データのうち、追加可能なデータ項目を検討し、1次スクリーニング段階で把握できる情報の網羅性を高めることが令和8年度以降の検討事項になると考えられる。

ただし、令和7年度の実証事業において、1次スクリーニングではリスクが低いと判断されたが2次スクリーニングではリスクが高いと判断されたこどもについては、全員、人による絞り込みでリスクが無いと判断される結果となった。背景としては、2次スクリーニングで新たに分析に使用されるデータのうち、当該こどもに該当したデータは母子保健データ等、比較的古いデータであったことが考えられる。

第6章 支援への接続

6.1. システムによる判定の結果

和泉市内のモデル校 15 校に所属するこども 7,444 名のうち、データが利用できた 7,347 名を対象にシステム判定を行った。算出されたリスクスコア（1 次スクリーニング+2 次スクリーニング）の上位 200 名（リスクランク S~B の途中まで）を 3 次スクリーニングの対象者として抽出した。

なお、令和 7 年度実証事業においては、システムの抽出精度の確認のため、すべてのこどもに対して 2 次スクリーニングも行った。その結果、1 次スクリーニングで上位 200 名とならなかったが、2 次スクリーニングでのみ高リスクと判定されたこども 6 名も人による絞り込み（3 次スクリーニング）の対象として選定した。

図表 6-1 システムによる判定の結果

システムによる判定（1 次スクリーニング+2 次スクリーニング）		
分析対象人数		7,347 名
人による絞り込みの対象者		206 名
内訳	合計スコア上位者	200 名
	2 次スクリーニングのみのスコア上位者	6 名

6.2. 支援に向けた人による絞り込み

6.2.1. 人による絞り込みの手法

人による絞り込みについては、学校と行政との橋渡しの存在である SSW が中心となって取り組むこととした。SSW による教職員へのヒアリング結果をヨリソル上に入力できる仕様とし、学校教育室職員との情報共有が円滑に進むように工夫した。人による絞り込みは以下のように 2 段階に分けて実施した。

1. SSW による教職員ヒアリングを基に行政関与可否を判断。
2. 行政関与可否の判断結果のほか、改めてシステムによる判定結果、必要に応じて子育て支援室が実施する追加の情報収集もふまえて、虐待等の養育的なリスクの有無を判断。

人による絞り込みの各段階における具体的内容は以下のとおり。

人による絞り込み① | 行政関与要否を判断

システム判定（1次スクリーニング・2次スクリーニング）の実施後、人による絞り込みの対象となったこども206名について、学校教育室からSSWへ教職員へのヒアリングを指示した。SSWへは、ヒアリング対象者について、氏名・所属先・リスクランク・リスクスコア・該当するデータ項目・要対協歴・家族構成・家族の障がいの有無等の情報を共有している。令和7年度実証事業においては上記情報を紙で共有していたが、令和8年度以降はヨリソルのダッシュボードの閲覧によって情報を共有する予定である。SSWは共通のアセスメントシート（図表6-2のとおり）を利用し、教職員へのヒアリングをふまえ、「学校側のみで見守り・支援」を行うべきか、「加えて、行政関与の下で見守り・支援」を行うべきかを判断した。SSWが学校でヒアリングする際には、学校教育室からSSWへ共有した内容は管理職にまで共有が可能となっている。担任へは、ヒアリングに必要な範囲で支援対象のこどもに関する情報を開示している。

図表 6-2 人による絞り込み①にて使用するアセスメントシート

令和7年度 教育と福祉繋ぐシート

No.	学年	氏名	教育的課題	福祉的課題	対象児童生徒の学校での様子や対応内容 SSWとしての見立て など	今後の対応	振り分け理由
(例)	中1	和泉 ロマン	いじめ・不登校・暴力・エスケープ・児童生徒の障がい・学級崩壊 その他()	貧困・虐待(DV含む)・家族の障がいや介護・就労・ヤングケアラー その他()	小学生の頃から不登校との引継ぎあり。下は小1とわかる。養育者に寄り添う思いがある。家庭訪問をすると本意に会うことはできるが、母は不在。父は出てきたことがない。下3人とも自宅にいる。養育者あり。 一本人の学校登校の機もあがるが、家庭内で更にお世話をしている可能性も考えられる。更なる学校参観など関係機関で情報共有し児童の生活状況について整理する必要がある。	学校対応 市に繋ぐ	要対協の枠組みで関係機関と情報共有が必要があるため。
(例)	小5	和泉 コダイ	いじめ・不登校・暴力・エスケープ・児童生徒の障がい・学級崩壊 その他()	貧困・虐待(DV含む)・家族の障がいや介護・就労・ヤングケアラー その他()	ひきこもり状態。本人の顔から毎日笑顔は学んでいる様子。その間本居は近所に住む祖母宅で生活。祖母や母が働いていないなどの課題があるため急へ連絡するも返りが遅い。今後については本居に話しを聞きながら生活状況を把握するとともに、祖母へのアプローチも検討している。	学校対応 市に繋ぐ	課題あるもの大きく虐待を疑う状況までではない。引き継ぎ学校で対応し、改善がみられなければ市への報告も検討する。
1			いじめ・不登校・暴力・エスケープ・児童生徒の障がい・学級崩壊 その他()	貧困・虐待(DV含む)・家族の障がいや介護・就労・ヤングケアラー その他()		学校対応 市に繋ぐ	
2			いじめ・不登校・暴力・エスケープ・児童生徒の障がい・学級崩壊 その他()	貧困・虐待(DV含む)・家族の障がいや介護・就労・ヤングケアラー その他()		学校対応 市に繋ぐ	

人による絞り込み② | 虐待等の養育的なリスク有無を判断

SSWによる人による絞り込み①の判断結果や、システム判定結果等を参考に、子育て支援室・学校教育室・SSWにて虐待等の養育的なリスク有無について判断した。また、判断に際して追加調査が必要とされた場合には、子育て支援室により、適宜関係機関への聞き取りが実施された後に虐待等の養育的なリスク有無を総合的に判断した。

関係機関への追加調査においては、主にこどもの所属先（学校や保育園）や保健センター、生活保護担当課への聞き取りを行った。特に、生活保護担当課においては、定期的に家庭訪問を実施しているため、家庭の状況を把握している場合が多く、有用な情報を得られたと考えている。

人による絞り込み②の結果、養育的なリスクが大きいと判断された場合には、要対協登

録を行い、後日要対協のケース会議で具体的な支援方針を議論の上、要対協の枠組みで支援・見守りに接続していく。一方、福祉分野の困難（貧困・虐待等）はあるものの養育的なリスクはないと判断された場合には、SSW と教職員が一体となった見守り・支援につなげていくこととした。SSW と教職員が一体となった見守り・支援の対象者は、校内ケース会議にて情報共有や支援方策の検討が行われる。

6.2.2. 人による絞り込みの結果

システムによる判定によって、リスクスコアが高いと判定され、人による確認の対象となった 206 名のうち、要対協への登録が必要となったこどもは 20 名、学校による見守りが必要となったこどもは 14 名であった。なお、福祉部局保有情報による 2 次スクリーニングでのみリスクスコアが高かったこども 6 名に関しては、人による確認を経たところ、支援の優先度が高いという結果になったこどもはいなかった。理由としては、福祉部局が保有しているデータは乳幼児期の健診等、比較的時間が経過したデータが多かったからではないかと考えている。

6.3. 実際の支援事例

6.3.1. こども等に対する取組内容

支援対象となったこどもについて、学校での支援が中心となる場合は、支援方針の検討のため、子育て支援室が情報収集を行い、SSW と共有し、校内ケース会議を実施した。支援の詳細プロセスは以下のとおり。

【学校が中心に支援する場合】

1. 子育て支援室で、関係する課に対して情報収集（保育園・学校、母子保健担当、生活保護担当、障がい福祉関係等）
2. 子育て支援室から SSW へ情報を提供し、支援方針を確認
3. 校内ケース会議を実施し、見守り・支援を開始

一方、要対協の枠組みで支援を行う場合は、課題の共有、支援方針、役割分担を行うため、個別ケース会議を実施した。支援の詳細プロセスは以下のとおり。

【要対協の枠組みで支援する場合】

1. 子育て支援室において、庁内関係課・関係機関への情報収集及びケース会議調整

2. 並行して SSW が校内調整
3. 個別ケース会議を実施し、情報を共有し、支援方針・役割分担の決定
4. 各機関での見守り・支援を開始

令和 7 年度実証事業において、支援優先度が高いと判断されたこどもに対しては以下のような支援を行った。

図表 6-3 支援メニュー例

<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員による声かけの増加 ・ SSW や子育て支援室職員による面談・訪問 ・ 児童育成支援拠点の紹介・通所に向けたサポート ・ 障がいの計画相談支援の紹介 ・ 放課後等デイサービス等他事業の紹介 ・ 児童育成支援拠点や放課後等デイサービス等他事業の紹介

6.3.2. こども等に対する支援の実施結果

見守り対象児童へのアプローチを通じて、教職員・SSW が日頃こどもと接する中で把握している情報・気づきと、行政の福祉部局が把握している情報の双方をふまえ、対象児童の抽出や支援方針検討に活かすことができた。教職員からはこどもや家庭の背景がわかり、学校での支援を再検討できたといった声が寄せられた。また、システムによる判定結果があることで、多数のこどもの中から注目して観察するべきこどもがわかったため、見守り対象のこどもの些細な変化を捉えられるようになったという声も挙がった。

令和 7 年度実証事業において支援した一部の事例は以下のとおり。

※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

図表 6-4 支援事例

フェーズ	ケース 1	ケース 2
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校中学年のこどもがいるひとり親家庭 ・ 過去に実夫や養父から母親への DV 履歴があり、要対協への登録歴があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校中学年のこどもで、乳児期から不適切養育が確認され、要対協登録歴が複数回あった。
見守り・支援で確認できた支援対象の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSW による学校への聞き取りでは、遅刻・欠席が多 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSW による学校への聞き取りでは、夫婦不和とこど

フェーズ	ケース 1	ケース 2
	<p>く、ひとりで自宅にいる時間が長い状況が確認された。さらに、学力面・経済面の課題も確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大人への強い警戒心が見られ、「良い子」として振舞う一方で、同年代へ厳しい態度をとる場面もあり、情緒面における二面性が伺えた。 	<p>もの面前での口論が続き、その影響と思われる暴言・暴力などの問題行動が顕著となっていることが確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達面に課題があり、入学当初から支援学級を利用していることも把握できた。 放課後の居場所として放課後児童クラブの利用を試みたものの、集団への適応が難しく、現在は放課後等デイサービスを利用していることも確認できた。
支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> 学校においてスクールカウンセラーが定期面談を実施し、本人の気持ちや学校での不安についての聞き取りを行った。また、子育て支援室が本人及び母親と面談を実施した。 面談では、こどもの寂しさや「家族と一緒にご飯を食べたい」という思いを子育て支援室から母親に伝え、生活環境改善への理解と協力を求めた。また、安心して過ごせる居場所として、児童育成支援拠点事業について説明・紹介を行い、施設見学につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校では、学校生活の安定を目的に、管理職が母親と定期面談し、行動・学習面の情報共有を行った。 放課後等デイサービス事業所の利用に関する母親の不満をきっかけに、母親が子育て支援室へ来庁したため、面談を重ねて現状の困り感を整理し、継続的な支援をしている。

6.4. 現行支援の在り方の見直し

こどもデータ連携の取組前は、福祉部局と教育委員会の連携の重要性は認識しつつも、実態としては双方が連携してのこども・家庭への支援の実施には至っていない状況であった。しかし、こどもデータ連携の取組後は、福祉部局と教育委員会の連携を強化する目的で、課長級の職員同士で取組に関する議論・合意をすることや、社会福祉士を子育て支援室・学校教育室の双方に兼任させる人事配置をすることで、福祉部局と教育委員会との連携が十分なされるように工夫を行った。

また、令和7年度実証事業においては、SSWの雇用に関して、日額報酬による臨時的な雇用形態から、会計年度任用職員としたことで、学校と市をつなぐSSWが、市職員としてかかわれるように体制を見直した。結果として、令和7年度実証事業においては、福祉部局と教育委員会、学校が同一の目的の下で協力し合い、支援を実施することができた。

6.5. 支援・見守りの効果的な手法

和泉市の取組においては、過去に要対協に登録されていた等、支援履歴のあるこどもに関しても、現在要対協に登録されていない場合は支援の対象とした。

従来は一度要対協の登録から外れたこどもに関しては、通告等のリスクが顕在化した事案が起きない限り、要対協へ再登録していなかった。しかし、こどもデータ連携の取組により、一定の頻度で元要対協登録児童の潜在的なリスクについても確認することができ、再度虐待リスクが上昇した際、事態が重篤化する前に発見・支援を行えるようになった。こどもデータ連携の取組は行政がこれまでに把握していなかった潜在層のこどもの発見に限らず、過去の顕在層のこどもの発見・支援においても効果的であると考えている。

第7章 事業効果の評価・分析

7.1. データ連携による抽出結果の全体像

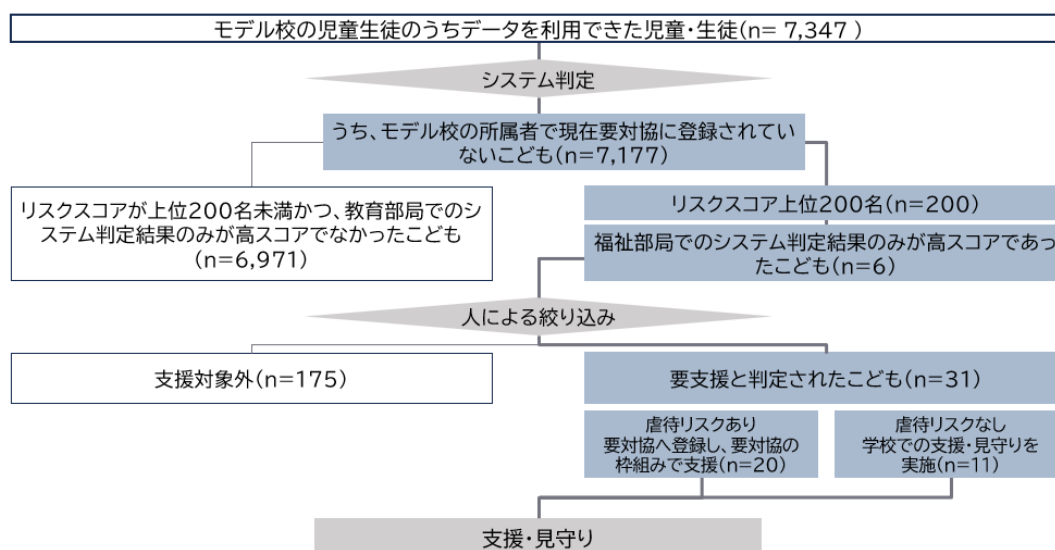
令和7年度実証事業における抽出結果は以下のとおり。

和泉市内のモデル校15校に所属するこどものうち、データを利用できたこども7,347名に対してシステムによる判定を実施した。システム判定後、リスクスコアが高い順に並び替え、現在要対協に登録されている170名を除外した後、リスクスコアが上位200名となったこどもを抽出した。また、令和7年度実証事業においては、福祉部局で行ったシステム判定でのみ高スコアとなったこども6名も人による絞り込みの対象として抽出した。

次に、206名のこどもに対して、人による絞り込みを実施した結果、42名について支援が必要な可能性があると判断された。(42名のうち、18名は要対協に登録、16名は要対協登録要否の判断のための再調査、8名は学校での支援・見守り。)再調査となった16名に関して、再調査の結果、要対協登録となったケースは2名、要対協には登録せずSSWや保健センター職員による見守りとなったケースが3名、支援の必要性が低いと判断されたケースが11名であった。

結果として、20名については虐待リスクがあるとして要対協へ登録し、11名については、虐待リスクはないとして、教職員やSSW等による支援・見守りとなった。

図表 7-1 抽出結果の全体像



7.2. 有用と考えられるデータ項目

令和7年度実証事業において利用したデータ項目に関して、要対協登録児童のデータを正解データとして重回帰分析を実施した。分析結果については図表 3-1 を参照されたい。分析の結果、困難の種類との関連性が高いと考えられるデータは以下のとおり。

図表 7-2 困難の種類との関連性が高いと考えられるデータ項目

項目名	理由
こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	重回帰分析の結果、回帰係数が 5.76 となったため、困難の種類との関連性が高いと考えられる。
小・中学校の遅刻が多い	重回帰分析の結果、回帰係数が 5.67 となったため、困難の種類との関連性が高いと考えられる。
当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	重回帰分析の結果、回帰係数が 4.91 となったため、困難の種類との関連性が高いと考えられる。
学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	重回帰分析の結果、回帰係数が 4.05 となったため、困難の種類との関連性が高いと考えられる。

また、実際の人による絞り込みを通じて、福祉部局が保有する乳幼児期のデータ（未就学児健診等）と比較し、教育部局が保有する学校でのスクリーニングデータ等、こどもの現状を反映するデータ項目の方が、こどもの現在の状況を正確に反映している可能性が高く、支援要否の判定や支援方策検討時に有用であったと考えている。

7.3. こどもデータ連携の取組効果の分析

#	目標	測定指標	令和7年度末時点での成果・進捗	補足
1	実装できるデータ連携体制の構築	データ集約から分析までに必要な日数	28日	抽出ロジックが決定した後、手作業での名寄せやデータ加工を含めて、支援対象者リストを作るのにかった日数
2	支援が必要なこども家庭を把握し、必要な支援につなげる	把握した支援が必要なこども・家庭数	42件	2次スクリーニング結果での抽出結果から、判定会議にて支援が必要となった件数
		多機関で支援方針を検討したこども	20件	把握した支援が必要なこども・家庭に対して、多機関で方針検

#	目標	測定指標	令和7年度末時点での成果・進捗	補足
				討した件数
		新たな支援策につながった子ども・家庭数	31件	把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、方針検討等により支援策につながった件数
3	福祉と教育の連携の強化	SSWの本事業の満足度	100%	アンケートを行い、満足度が「満足/やや満足」の割合

また、上記に係る成果に加え、以下のような副次的効果も得られた。

- ・ 教職員が、不登校やいじめ等の教育分野の困難の背景には貧困や虐待等の福祉分野の困難があるのではないかと考え、家庭状況等について把握した上で子どもの困難に対処しようとする意識が醸成された。
- ・ 教職員がSSWに気軽に相談できる関係が構築できた。
- ・ 支援を必要としている子ども・家庭に対する実効的な支援事業の立ち上げにつながった（児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業・子育て世帯訪問支援事業、等）。
- ・ 恒常的な事業実施のために必要な個人情報の取扱いの整理を実施することができた。

第8章 考察・まとめ

8.1. 実証事業を通じて得られた示唆

実証事業を通じて得られた示唆については、以下のとおり。

図表 8-1 本実証事業を通じて得られた示唆

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策（工夫）	効果・成果
データを取扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部局と教育委員会が連携して進めるべき取組であるが、取組実施前には連携体制が十分に構築されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の実施に当たっては、双方の課長級が取組の目的を共有することで、意思決定が迅速化した。 社会福祉士が教育委員会と首長部局を併任する体制とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部局と教育委員会が同じ目線をもって取組を実施することで本取組が円滑に遂行できただけでなく、令和8年度以降の取組に向けた予算編成等も協働して検討できている。
利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な事業実施に向け、個人情報の取扱いの観点からも必要最小限のデータを利用するため、データ項目の見直しが必要であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的な利用に向けた法的整理が可能となったデータ項目を選定した。 システム判定後も見直しを実施し、一部性質が類似するデータは除外した。 	<ul style="list-style-type: none"> システム判定の前後で都度データ項目の見直しを実施することで、個人情報保護の観点での適正性を担保しつつ、恒常的に取組を実施する体制が整った。
個人情報取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いに当たって、臨時的な利用といった制約がかからない法的整理を実施す 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降は、データ項目を「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利 	<ul style="list-style-type: none"> 取組に利用するデータ項目を利用目的の内若しくは法令に基づく目的外利用と整理すること

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策（工夫）	効果・成果
	<ul style="list-style-type: none"> るのに苦労した。 	<ul style="list-style-type: none"> 用、若しくは「個人情報保護法第69条第1項」に基づく法令に基づく目的外利用となるよう整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> で、令和8年度以降恒常的に個人情報を取り扱うことのできる仕組みとすることができた。
<p>こどもデータ連携の仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市独自の開発でなく、既存のパッケージシステムを利用したため、ダッシュボードの仕様等に改善の余地があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ダッシュボードの画面仕様や表示項目等について、和泉市とシステムベンダー間で協議を重ね、改善した。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のシステムを利用したが、要望を整理した上でシステムベンダーと綿密に協議することで、和泉市の支援プロセスに適した仕組みを構築することができた。
<p>データ準備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校務支援システムから抽出したデータ等、宛名番号がないデータに関して、名寄せのため手作業で他データと突合する必要があり、作業に時間を要したほか、名寄せの正確性にも懸念があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降は、突合ルール（氏名・生年月日・住所の複合条件等）を統一することや、校務支援システムの独自番号と宛名番号の対応表を再利用する等の工夫が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 名寄せに当たって、実証事業での課題とその対応策を検討しておくことで、本格実装の際にも実際に対応可能な作業量でデータ準備をできるようになると考える。
<p>支援への接続</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日々報酬費対応でSSWを雇用していたため、勤務日数も少なく、SSWと市で十分なコミュニケーションを取れていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度より、SSWを会計年度任用職員として雇用了。 	<ul style="list-style-type: none"> SSWが日々登庁するようになったため、市とSSWのコミュニケーションがより円滑になり、学校での聞き取り状況等を市が把握しやすくな

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策（工夫）	効果・成果
			った。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> 新たな支援策にながったことの数等の目標値を検討する際には、支援継続数が前年比で増加していればよいという考え方は必ずしも適切ではなく、各年度において活用可能な支援リソースの量を鑑みた目標設定をする必要があると考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標値の設定に当たっては、現実的にめざすことが可能な数値を設定しつつ、予算要求等において事業効果を説明できるように工夫した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の計測結果は参考としつつ、計測結果の有用性、また計測の現実性も加味して適切な成果指標・目標値を設定することができた。

8.2. 課題・令和8年度以降の取組

本実証事業における課題については図表 8-1 のとおり。

令和7年度実証事業では、支援対象者の抽出から支援検討を実施するため、新たな共通基盤（システム・ダッシュボード）を整備した。障がい福祉や生活保護、園情報等を一元的にまとめて確認することができ、ハイリスク者に限定して確認することもできる。さらに、支援の実施後も、支援対象の現況や支援内容を定常的にシステムに積み上げることができる枠組みを構築したことで、データ連携を活用した支援対象者の抽出から支援、及び支援後の記録の積み上げまでを一貫して実施できる仕組みを構築できた。

一方、令和7年度を取組を通して、システムの継続的な活用や更なる有効活用のためには、支援対象者の抽出までの人的コストや期間を軽減・短縮することが重要であると考えており、名寄せを始めとしたデータ整備の時間短縮に向けて、作業の一部自動化等に取り組む必要がある。